

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省令・告示案、
エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく告示の一部改正案及び
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく告示の一部改正案」
に関するパブリックコメントの結果概要及びこれに対する対応等について（案）
＜建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針案及び基準関係抜粋＞

- 実施期間：平成 27 年 10 月 7 日から平成 27 年 11 月 5 日
- 告知方法：電子政府の総合窓口のホームページ
- 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送
- 意見数：96 の個人・団体から 116 件（抜粋部分以外のご意見を含む全体の件数）

注意：ご意見の全体像が把握できるように、代表的なご意見を抽出し、整理しております。

なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。

今回のパブリックコメントと直接関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

頂いたご意見の概要		見解・対応等
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針案		
周知・支援等	<p>■建築物の省エネ化の意義等について、全省庁、地方公共団体が一丸となって、消費者、建築主等への周知を図るべき</p>	<p><原文を維持> 原文に「国及び地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上の重要性に関し、建築主等の啓発に努めるとともに、こうした建築主等の取組をできる限り支援するという観点から、建築主等にとってエネルギー消費性能の優れた建築物の建築等を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等必要な施策を講じるよう努めることとする。」と記載しているところであり、建築物の省エネ化の意義等については、今後とも、関係省庁及び地方公共団体が連携して、周知を図ってまいります。</p>
	<p>■申請者向け、審査者向けのマニュアルの整備、実務講習会の実施を充実すべき。例えば、モデル建物法の用途拡充にあたり適用すべき用途のルールなど運用ルールの統一が必要</p>	<p><原文を維持> 原文に「国は、地方公共団体と協力して、建築主等、設計者、施工者、建築物の販売又は賃貸を行う事業者等に対して、本法で規定する各種基準及び手続き並びに各種支援制度についての周知に取り組むとともに、審査等の執行体制の充実、強化に努めるものとする。」「国は、地方公共団体や関係する団体・機関等と協力して、設計、施工や審査等を担う技術者の育成に努めるものとする。」と記載しているところであり、平成27年10月より、建築物省エネ法の法律の概要や認定制度等に係る申請者向け講習会、審査者向け講習会の実施を開始しております。講習会等を通じて、手続きや基準等の周知</p>

<p>■ 中小零細工務店等の取組みは遅れており、適合義務化に向けて、十分な周知、技術者等の育成、支援等を継続して実施すべき</p>	<p>が図られるよう適切に対応してまいります。</p> <p><原文を維持> 原文に「エネルギー消費性能の優れた建築物の建築等には専門的な知識が必要になることから、実際に設計・施工等を行う事業者や技術者等がエネルギー消費性能の優れた建築物の設計や断熱施工に関する技術等を十分に修得できるよう努めることとする。特に、住宅・建設産業は、技術水準等に差のある大工・中小工務店等の占める割合が大きいことから、大工・中小工務店等に対する技術講習の実施等により、エネルギー消費性能の優れた建築物の建築等に関する技術の普及並びに人材の養成及び資質の向上を進めるよう努めることとする。」と記載しているところであり、大工・中小工務店向けの住宅の省エネ施工技術講習会等の支援についても引き続き実施する予定です。</p>
<p>■ 既存住宅や賃貸住宅の省エネ化は住宅事業者の努力だけでは容易ではないため、既存建築物の所有者や賃貸住宅の建築主等への支援策が必要</p>	<p><原文を維持> 原文に「既存建築物の断熱化などの躯体の改修は技術的にも容易でないこと、賃貸住宅は省エネルギー化による光熱費低減のメリットが所有者ではなく入居者に帰属すること、地域の気候及び風土によって省エネルギー化の達成しやすさが異なることなど、建築物の特性や地域特性に応じた支援を実施する。」と記載しているところであり、引き続き、建築物の特性等に応じた支援について検討してまいります。</p>

エネルギー利用効率化設備	<p>■建築主、所有者、設計者等が講ずべき措置として、新築増改築時にコージェネレーション設備等のエネルギー利用効率化設備の導入検討することとすべき</p>	<p><原文を維持> 原文において、コージェネレーション設備の採用も含め、「建築主は・・・略・・・エネルギー消費効率の優れた空気調和設備等の採用、再生可能エネルギーの導入等を図り・・・略・・・措置を講ずるよう努めるものとする」と記載しているところです。</p>
規制強化	<p>■適合義務化を早期に検討すべき</p>	<p><原文を維持> 今後の適合義務化の対象や時期、その基準等については、建築物省エネ法の運用状況（適合率等）等も勘案しつつ、検討することとしております。</p>
	<p>■適合基準の目標達成度の設定と適合基準の早期強化を検討すべき</p>	
	<p>■誘導基準のみならず、エネルギー消費性能基準についても段階的に強化し、引き上げる水準について早期に明示する旨記載すべき</p>	
	<p>■ZEBやZEHについてもエネルギー基本計画同様、2020年と2030年の具体的目標を盛り込み、その実現に積極的に取り組む施策を検討すべき</p>	<p><原文を維持> ZEB・ZEHの具体的目標については、エネルギー基本計画等において、「2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現し、2020年までに新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現」と記載しており、その実現に向けて取り組んでまいります。</p>

<p>気流止め</p>	<p>■基本方針別表3 住宅の断熱施工の留意事項において、外気に通じていない天井裏や床裏との間に気流止めが必要となっているように読めるので、表現を適正化すべき</p>	<p><一部修正> ご指摘を受け、原文では「外壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている住宅の当該外壁に充填断熱工法により断熱施工する場合にあっては、・・・」としているところ、「外壁の内部の空間が<u>外気に通じる天井裏又は外気に通じる床裏</u>に対し開放されている住宅の当該外壁に充填断熱工法により断熱施工する場合にあっては、・・・」とし、「間仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている場合にあっては、当該取合部に気流止めを設けること。ただし、屋根を断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とする天井裏又は基礎を断熱構造とする床裏にある当該取合部については、この限りでない。」としているところ、「間仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が<u>外気に通じる天井裏又は外気に通じる床裏</u>に対し開放されている場合にあっては、当該取合部に気流止めを設けること。」に修正いたします。</p>
<p>防湿層</p>	<p>■防湿層を設けて断熱層に長期的に水分の侵入を防ぐことは困難。建物の耐久性を損なう配慮事項は問題</p>	<p><原文を維持> 室内側は水蒸気を通しにくく、外気側は水蒸気を通しやすくする適切な断面構成とすることで、内部結露による老朽化を防ぐことが可能であることから、原案のとおりとします。</p>

基準関係		
基準共通	<p>■基準の複雑化を避けるため、エネルギー消費性能基準については、既存建築物の緩和基準は設けず行政庁の運用で対応すべき</p>	<p><原文を維持> エネルギー消費性能基準については、適合性判定、適合義務化に適用される基準であり、省令で定めるべき内容と考えております。既存建築物の大規模な増改築に関しては、基準達成が困難になるケースが想定されるため、緩和基準が必要と考えております。</p>
	<p>■誘導基準及び36条の認定表示の基準適用にあたっては、法施行時点で現に存する既存建築物の基準緩和はすべきでない</p>	<p><原文を維持> 既存建築物の省エネ改修等を促進するために、36条の認定表示制度や誘導基準の活用を考えております。基準達成が困難である既存建築物のために、緩和基準が必要と考えております。</p>
	<p>■適合義務及び届出は平成29年4月施行となっており、既存建築物の緩和基準は平成28年4月施行となっているが、どのような運用となるのか</p>	<p><原文を維持> 規制措置（適合義務、届出等）については平成29年4月施行を予定しており、誘導措置（性能向上計画認定、法第36条に基づく表示）について平成28年4月施行を予定しております。 なお、平成28年4月時点で現に存する建築物についてその後行う増改築等では、基準を緩和する予定です。</p>

非住宅基準		
一次エネルギー消費量基準	■病院の基準値は冷暖同時供給機能のある空調設備を前提として見直すべき	<p><原文を維持></p> <p>病院の基準値は、病院で標準的に設置されている設備を基に設定しております。冷暖同時供給機能のある空調設備を導入しても基準適合は可能と考えております。</p>
外皮基準の義務化	■非住宅においてもエネルギー消費性能基準に外皮基準を求めるべき	<p><原文を維持></p> <p>「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第一次答申）」（平成27年1月28日）においても、「大規模非住宅建築物に関し適合を義務化するのは、断熱性等の外皮性能、建築設備の効率性及び再生可能エネルギーの利用などを踏まえた総合化したエネルギー消費量に関する基準とすることを検討する」とされております。</p> <p>第一次答申を踏まえ、適合義務の対象となる非住宅建築物については適合性判定の結果によっては着工禁止という強い規制がかかることなどを勘案し、エネルギー消費性能基準については一次エネルギー消費量基準のみ求めることとします。</p>
外皮基準	■PAL*の算出にあたり、外気負荷（顕熱＋潜熱）を含んでいるが、外皮の熱性能の評価においては合理的ではないため、潜熱負荷を外皮基準の評価から削除すべき	<p><原文を維持></p> <p>一次エネルギー消費量の評価の考え方との整合を図るため、潜熱の空調負荷寄与分を評価に組み入れ、全熱で評価することとしているものです。</p>

	<p>■コア配置の感度が高い傾向にあるが、外皮性能の省エネ対策をより評価していただきたい</p>	<p><原文を維持> コア配置等の建築計画上の工夫は、省エネ計画上有効であると認識しております。外皮性能の評価に関してはこれまでの知見を踏まえ評価しているところですが、様々な省エネ対策の効果については引き続き検討してまいります。</p>
	<p>■建物の規模・用途・単体用途/複合用途など様々な観点から適合率を勘案して、誘導水準を設定すべき</p>	<p><原文を維持> ご指摘のとおり、実態も勘案しつつ、省エネを誘導する水準を設定しております。</p>
	<p>■外皮についても省エネ基準を上回る水準を誘導基準とすべき</p>	<p><原文を維持> 外皮の適合率等の状況を踏まえ、ご指摘頂いた内容につきましては、今後の検討事項とさせていただきます。</p>
<p>モデル建物法</p>	<p>■適合性判定においてはモデル建物法のような簡易評価法が必要</p>	<p><原文を維持> ご指摘のとおり、適合性判定においては簡易評価法が必要と認識しており、モデル建物法を省令・告示に位置づけております。 また、具体的に適合する仕様事例については、講習会等で周知する予定です。</p>
	<p>■非住宅においても、住宅の仕様基準のような標準仕様を示すべき</p>	
	<p>■モデル建物法は、大規模建築物で使用すると計算結果の精度が低い場合があることから、建物規模によりモデル建物を変える、基準値を変える、もしくは建物用途・規模で制限を設けるべき</p>	<p><原文を維持> モデル建物法は、標準入力法と比較して入力項目が少なく簡易な評価方法であり、計算結果に一定の安全率がかかっていることから、安全側の評価結果となることを志向しております。 今回、モデル建物の用途を現行の8用途から15用途に拡充</p>
	<p>■誘導基準、表示においては、モデル建物法は認めるべきでない</p>	

<p>■モデル建物法は、実態との乖離がないように、より多くの建物に対応できるようにすべき</p>	<p>し、全ての建物に対して柔軟に対応できるようにするとともに、建物形状等の建築計画を計算結果に反映できるよう改良し、計算結果の精度の向上を図ることで、面積要件撤廃にも対応していく予定です。</p> <p>そのため、誘導措置においてもモデル建物法の使用は可能と考えております。</p> <p>なお、モデル建物法の計算結果に関しては、今後も引き続き実態を調査し、精度を高めることができるよう取り組んでまいります。</p>
<p>■同じモデル建物に分類されている建物用途でもエネルギーの利用状況が異なる建物用途があるため、エネルギーの利用状況に合った分類を検討すべき</p>	<p><原文を維持></p> <p>既往の知見を基に設定しておりますが、最新の知見を蓄積できた段階で、実態を踏まえ検討を進めてまいります。</p>
<p>■用途に応じた標準的な建築物として国土交通大臣が認めるもの（モデル建築物）とは、具体的にどのようなものか</p>	<p><原文を維持></p> <p>標準的なプランを設定した事務所モデルや病院モデルなど15用途を予定しております。</p>
<p>■「国土交通大臣が定める方法により算出したモデル建築物の屋内周囲空間」の国土交通大臣が定める方法とは告示等で示すのか</p>	<p><原文を維持></p> <p>告示で示す予定です。</p>
<p>その他計算方法</p>	<p>■エネルギー消費性能基準や誘導基準において、精度の高い評価ツール（BESTなど）を追加すべき</p> <p>■計算プログラムとBESTなど使用するプログラムで計算結果が異なるなどの問題は解消すべき</p> <p><原文を維持></p> <p>基準省令・告示に基づく計算を行うためのツールとして計算プログラムがありますが、これ以外の評価方法にも「エネルギー消費性能を適切に評価できる方法であると国土交通大臣が認める方法」として認められれば、活用可能となります。</p>

省エネ技術の評価	<p>■現状の省エネ技術の評価方法について、実態との乖離がないように見直すべき</p>	<p><原文を維持> 既に省エネ基準で評価されている評価方法の見直しについては、最新の知見を蓄積できた段階で、実態を踏まえ検討を進めてまいります。</p>
	<p>■現状未評価の技術（自然通風、外気冷房、デシカント空調機、フリークーリング、地中熱利用、排熱回収等の省エネシステム、新規開発された設備等）を省エネ基準で評価できるようにすべき</p>	<p><原文を維持> これまでと同様に、省エネ基準で未評価となっている技術については、定量的評価が確立した段階で順次省エネ基準に反映する予定です。</p>
	<p>■新技術やパッシブ建築デザイン等の開発を阻害しないようにすべき</p>	<p>なお、省エネ基準適合が困難な建築物については、建築物単位で大臣認定を活用した評価を行うことも可能になります。</p>
その他周知すべき内容	<p>■モデル建物法を使用する際には、どのモデル建物を使用すべきかルールを明確にすべき</p>	<p><原文を維持> ご指摘を踏まえ、今後、講習会等で周知を図ってまいります。</p>
	<p>■複合建築物において、外皮の計算方法を明らかにすべき</p>	
	<p>■B E I（設計一次エネルギー消費量／基準一次エネルギー消費量）がO A機器除きとなる点について十分な周知をすべき</p>	
	<p>■適合性判定における建材・設備等の性能値の扱いについては、メーカーに周知すべき</p>	
	<p>■C A S B E Eでは現行省エネ法に基づく省エネ基準が引用されているため、現行省エネ法の省エネ基準の改正についても十分な周知をすべき</p>	

住宅基準		
外皮基準	<p>■共同住宅の各住戸の基準適合について、今回の一次エネルギー消費量基準の合理化同様に、外皮基準についても合理化の観点から、各住戸適合を求めず、住棟全体適合とすべき</p>	<p><原文を維持> 建築物の省エネルギー化の観点から、共同住宅の一次エネルギー消費量に関しては、住棟全体での適合でも可としております。一方、非住宅に比べて外皮性能が一次エネルギー消費量に及ぼす影響の大きい住宅については、住戸ごとに一定の基準を設け、適合を求めることが必要と考えていることから、原案のとおりとします。</p>
	<p>■住宅の外皮基準は、非住宅同様に一次エネルギー消費量基準のみとすべき</p>	
	<p>■住宅の外皮基準の水準は先進国と比して低く、より強化すべき</p>	<p><原文を維持> 住宅の省エネ基準適合率等の状況を踏まえ、ご指摘頂いた内容につきましては、今後の検討事項とさせていただきます。</p>
	<p>■開口部比率の区分（に）の高い水準での仕様規定設定及び適合義務化を検討すべき。床面積2%以下の小窓の適用除外規定は廃止すべき</p>	
	<p>■庇の取り扱いについて、窓に影響を与える複数の庇を評価して良いとしてはどうか</p>	<p><原文を維持> 複数の庇の評価が困難であることから、当該窓の庇のみの評価としております。</p>
	<p>■伝統的木造住宅のみならず、集合住宅においても都市・建築デザインの観点から、外皮基準の適用除外を検討すべきであり、行政庁のガイドラインを策定すべき</p>	<p><原文を維持> 地域の気候及び風土に応じた特徴を多面的に備え、かつ、その特徴に付随して、断熱構造化が難しい伝統構法等の住宅と行政庁が認めた場合に、外皮基準を適用除外とするためのガイドラインの策定を予定しているところですが、上記以外の住宅で、断熱構造化が困難な住宅は現在のところ想定していないことから、原案のとおりとします。</p>

基準緩和	<p>■住戸の規模が小さい高齢者向け住宅、分譲マンションのリビング拡大等のセレクトプランなどにおいて、暖冷房一次エネルギー消費量の評価によって基準適合が難しいケースがあるので、基準緩和すべき</p>	<p><原文を維持> ご指摘の通り基準適合が難しいケースもございましたが、状況踏まえ、暖冷房一次エネルギー消費量の基準等を合理化することとしておりますので、原案のとおりとします。</p>
地域区分	<p>■5、6、7地域の外皮基準についてどのように決めたのか。適合義務化の場合には、地域区分6、7の外皮平均熱貫流率を地域区分5と同じ0.87(W/m²)は再検討が必要</p>	<p><原文を維持> H11基準において、住宅の実態調査、有識者のご意見等踏まえて決定しております。住宅の義務化に向けては省エネ基準の適合率等の状況を踏まえて今後検討してまいります。</p>
仕様基準	<p>■仕様基準適用にあたっての開口部比率による上限の撤廃は望ましい</p>	<p><原文を維持></p>
	<p>■別表7の建具とガラスの組み合わせ別の熱貫流率の表を建築研究所HP等に掲載すべき</p>	<p><原文を維持> ご指摘のとおり、別表7について国立研究開発法人建築研究所HPに掲載を予定しております。</p>
	<p>■ピロティの場合も仕様基準を使えるようにすべき</p>	<p><原文を維持> 現在の基準においても、RC造で過半の床が外気に接する場合、現実的に実現困難な仕様となることから、外皮計算により、外皮平均熱貫流率を算出頂くこととしており、原案のとおりとします。</p>
	<p>■断熱構造とする部分になっていない玄関、勝手口の土間床、浴室下部の土間床部分について外皮平均熱貫流率の算出方法においても配慮して頂きたい</p>	<p><原文を維持> 仕様基準においては土間床、浴室下部の土間床部分からの熱貫流損失を見込んだ上で仕様を定めております。</p>

簡易評価法	■住宅（共同住宅共用部含む）においても、非住宅のモデル建物法のような簡易評価法の開発が必要	<p><原文を維持> ご指摘を踏まえ、住宅版のモデル建物法の検討を進めてまいります。</p>
	■住宅の誘導基準について、仕様基準の設定を検討すべき	
	■仕様基準について外皮及び設備のトレードオフルールを追加してほしい	
一次エネルギー消費量基準	■床暖房について、使用実態を踏まえた評価方法に見直すべき。また、床暖房とエアコンを併用した場合の評価方法を検討すべき	<p><原文を維持> 床暖房については、最新の知見を蓄積できた段階で、実態を踏まえ検討を進めてまいります。</p>
	■住宅が複数棟からなる場合、一次エネルギー消費量基準は全住棟の合算で良いか	<p><原文を維持> 棟別に評価することを考えております。</p>
	■照明について、キッチンのレンジフード等、非常灯など照度を得ることが目的で無い照明については評価対象外とすべき	<p><原文を維持> 現在の評価において、評価対象外としております。</p>
誘導基準	■超高層住宅でカーテンウォールを採用する場合には、パブコメ案の誘導基準への適合は困難であり、慎重に検討すべき	<p><原文を維持> 誘導基準は、より高い省エネ性能を有する住宅を推進する規定として措置しており、住宅の省エネ基準への適合状況等踏まえた水準を設定しておりますので、原案のとおりとします。</p>
届出	■住宅について指示の基準が1.0となったことで、事実上適合義務化ということか	<p><原文を維持> 省エネ基準への適合義務ではありませんが、届出内容に応じて指示・命令等を行うことがあります。</p>
	■平成28年4月以前に届出した物件の変更届けを新法プログラムで届出て良いか	<p><原文を維持> 新法プログラムで届出て差し支えありません。</p>

地域の気候風土に対応した外皮基準の適用除外	<p>■参考資料で示された外皮基準の適用を除外できる住宅の判断に関するガイドラインは、地域の気候風土に応じたすまいづくりを生かせるものであり、「真の省エネ」を目的にしているようで大変よい</p>	<p><原文を維持> 所管行政庁による外皮基準の適用除外の認定にあたっては「地域の気候及び風土に応じた住まいであるかどうか」のみならず、「その特徴に付随して外皮基準の達成を困難にすると想定される要素を含むかどうか」の点も必要であり、ガイドラインの整備にあたっては、地方公共団体や建築実務者の方々等の意見も伺いながら、引き続き検討を進めていく予定です。</p>
	<p>■ガイドラインの整備を進めるにあたっては、建築実務者、温暖地の専門家を交えて検討すべき</p>	
	<p>■全ての所管行政庁においてガイドラインに基づいた認定指針が策定されるよう、ガイドラインは所管行政庁が扱いやすいようにしてほしい</p>	
	<p>■適用除外対象は、両面真壁のみでなく、片側真壁や大壁を含めて幅広く土壁のあり方を認めるべき</p>	
	<p>■土壁以外の真壁や丸太組構法にも明確に適用が可能となるようにしてほしい</p>	
	<p>■建築物をストックとして長期使用するためには、耐久性、メンテナンス性が重要であり、省エネ性能は総合的に捉え、一次エネルギーをライフサイクルで評価すべき</p>	
<p>■居住者や建物利用者のエネルギーの使い方、住まい方も含めて評価すべき</p>	<p><原文を維持> 長期間に渡り存続し、使用者・使用方法等の変更が生じることの多い建築物におけるエネルギー消費量の削減に向けては、標準的な使用条件の下で一定の省エネルギー性能を満たすストックの形成を推進する必要がある、当初の利用者が予定している特殊な使用方法を前提に省エネルギー性能の劣った仕様とすることを許容することは適切ではないと考えております。</p>	

	<p>■土壁・板壁などの自然素材の性質から蓄熱性・吸湿性などに対する配慮が必要</p>	<p><原文を維持> 告示に基づく一次エネルギー消費量の計算プログラムにおいても、一定の蓄熱や通風の省エネ効果が評価される予定です。ご指摘も踏まえ、今後も検討を進めてまいります。</p>
省エネ法の省エネ基準、低炭素法の認定基準等	<p>■平成28年度の省エネ法に基づく届出の際の基準となる省エネ基準において、今回の基準の合理化を反映させたことに賛成</p>	<p><原文を維持></p>
	<p>■誘導基準についてエコまち法の低炭素基準と差別化を図るべき</p>	<p><原文を維持> 低炭素認定についてはCO₂削減の観点から、一次エネルギー削減、外皮基準達成の他に、節水設備、HEMS導入、雨水利用などの8項目中2項目を選択するなど、CO₂削減のための措置がとられているかを総合的に認定するものであり、建築物省エネ法の誘導基準は、建築物の省エネ性能のみを求めるものです。</p>
その他周知すべき内容	<p>■「土間床等の外周部」の線熱貫流率と「土間床等の外周部分の基礎」の関係が不明確</p>	<p><原文を維持> ご指摘を踏まえ、今後、講習会等で周知を図ってまいります。</p>
	<p>■開口部比率区分（に）について開口部比率の計算を求めるような記載となっているので、開口部比率の計算をする必要が無い旨明確にするべきではないか。</p>	

<p>■共同住宅共用部と専用部との温度差係数についてエントランスや中廊下などの場合には床下と同等ではないか</p>	<p><原文を維持> ご指摘を踏まえ、今後、解説書等で周知を図ってまいります。</p>
<p>■別紙3の断熱層を貫通する部分の「乾式構造」の定義の明確化が必要</p>	
<p>■非住宅及び共同住宅共用部の室用途の選択方法が分かり難い</p>	
<p>■暖冷房合理化について具体的にどのように外皮面積を考慮した基準になっているのか。早めに開示頂きたい</p>	<p><原文を維持> ご意見踏まえ、解説本等で情報開示してまいります。</p>
<p>■開口部比率区分(に)の1.6W/m²・Kを満たすドアが部位別仕様表にない。当該性能を満たす実製品はサイズ等踏まえると多種多様存在している。当該ドア仕様で性能を個々に示すことが困難であるので、合理的評価法を公的に運用頂きたい</p>	<p><原文を維持> 合理的評価法について、既に国立研究開発法人建築研究所のHPに掲載しております。今後も解説書等で周知してまいります。</p>